

第 1 直接検定実施の公示

警備業法第23条第 1 項の規定に基づき、新潟県公安委員会が直接実施する検定について、令和元年 6 月 28 日の「県報」に登載されましたが、その内容は次のとおりです。

◎新潟県公安委員会告示第23号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第 1 項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和元年 6 月 28 日

新潟県公安委員会

委員長 津 野 敏 江

- 1 検定の種別及び級
雑踏警備業務 2 級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
令和元年 9 月 30 日（月）午前 10 時から正午まで
 - (2) 実技試験
令和元年 10 月 12 日（土）午前 10 時から午後 5 時まで
- 3 実施場所
 - (1) 学科試験
新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1
新潟県警察本部意見聴取室
 - (2) 実技試験
新潟県新潟市西区小新西 2 丁目 21 番 1 号
新潟県警察学校
- 4 受検資格
 - (1) 新潟県内に住所を有する者
 - (2) 新潟県外に住所を有する者で、新潟県内の営業所に所属する警備員
- 5 定員
30 人
- 6 検定の方法
学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。
- 7 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 雑踏の整理に関すること。
 - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 雑踏の整理に関すること。
 - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 8 申請手続
 - (1) 事前申込み
検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に次により申し込むこと。
 - ア 受付期間
令和元年 8 月 27 日（火）及び令和元年 8 月 28 日（水）の各日の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
 - イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

- (ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。
- (イ) 定員になり次第、受付を締め切る。
- (ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 検定申請書の提出等

(1) により、事前申込みを受理された者は、次により検定申請書を提出すること。

ア 提出期間

令和元年9月9日（月）及び令和元年9月10日（火）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

ウ 提出書類

検定申請書1通に次に掲げる書面を添付の上、提出すること。

- (ア) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (イ) 新潟県内に住所を有する者は、住所地を有することを疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等）
- (ウ) 新潟県外に住所を有する者で新潟県内の営業所に所属する警備員は、当該営業所に所属することを疎明する書面（営業所の所属証明書等）

エ 提出方法

申請者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受検票の交付

受検票は、検定申請書受理時に交付する。

(4) 検定手数料

ア 金額

13,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、検定申請書提出時に納付すること。

なお、納付した検定手数料は、還付しない。

9 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター
電話番号 025-285-0110（代表）

第2 直接検定の審査に当たっての留意事項

検定申請は、告示文8(1)の電話による事前申し込みをして、受理された人が対象です。

検定申請手続きの流れは次の図のとおりです。

